

川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、社会福祉法人（社会福祉法人認可見込みのある者を含む。）等が児童福祉法第35条第4項の規定により設置する乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設の施設及び設備整備等を対象とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助対象事業者としないものとする。

(補助の必要条件)

第3条 補助を申請する施設は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) その設備は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第3章、第7章及び第12章に定める基準を上回るものであること。
- (2) 原則として、敷地が確保されているものであること。
- (3) 建設に要する費用について財源措置が確実なものであること。

(補助の申請)

第4条 補助を申請するものは、次の各号に掲げる書類を市長宛て提出するものと

する。

(1) 設計費補助

- ア 民間児童福祉施設設計費補助金交付申請書（第1号様式の1）
- イ 事業計画書
- ウ 土地の登記簿謄本又は土地の所有関係を明確にする書類
- エ 設計に係る収支予算書
- オ 設計に係る見積書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 工事費等補助

- ア 民間児童福祉施設工事費等補助金交付申請書（第1号様式の2）
- イ 事業計画書
- ウ 仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
- エ 補助対象となる工事等に係る見積書の写し
- オ 当該工事に係る収支予算書
- カ その他市長が必要と認める書類

(3) 防犯対策強化整備費補助

- ア 民間児童福祉施設工事費等補助金交付申請書
- イ 工事見積書・仕様書・平面図
- ウ 当該工事に係る収支予算書
- エ その他市長が必要と認める書類

(補助の決定及び交付等)

第5条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定するものとする。

2 補助金は、設計及び工事の進捗状況に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認

めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前金払いにて支払うことができる。

3 市長は、補助を行うことを決定したときは、民間児童福祉施設工事費等補助金交付決定通知書（第1号様式の3）により申請者宛て決定内容を通知するものとする。

4 市長は、補助事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取（以下「入札等」という。）を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

（2）その他市長が必要と認める条件

（補助金額等）

第6条 整備に係る建設費等補助は、次の基準による。

（1）補助対象経費は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるものとする。

（2）補助金額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める本市補助基準額の4分の3以内とする。

（3）その他市長が特に承認したもの。

（届け出等）

第7条 補助の決定を受けた者は次の各号に該当する場合には、遅滞なくその旨を
書面にて市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当する
ときは、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 設計に変更を生じたとき。
- (2) 工事に着手したとき。
- (3) 工事を完了したとき。
- (4) 事業を変更したとき。
- (5) その他申請内容に変更が生じたとき。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合には、補助の
決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ
る。

- (1) 補助目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第7条の規定に反して届け出の手続きを行ったとき。
- (4) 第9条の規定に反して財産の処分を行ったとき。
- (5) 施設の事業完成が不可能となったとき。
- (6) 第2条第2項に該当することが確認されたとき。
- (7) 交付決定内容又はこれに付した条件その他の法令に基づき、市長の指示若し
くは命令に違反したとき。
- (8) その他この要綱に違反したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告に
より補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（財産の処分）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（事業実績報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完了したときは、60日以内に民間児童福祉施設整備費等補助金報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 補助対象事業が第5条第4項の規定により条件を付されたものであるときは、補助金の交付を受けた者は、発注実績報告書（第4号様式）及び入札等の結果が確認できる書類の写しを民間児童福祉施設整備費等補助金報告書に添えて市長に提出するものとする。なお、補助金の交付を受けた者が同条の規定による入札等を行わなかった場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

- 3 補助金の交付を受けた者は、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市

内中小企業者であることの誓約書（第6号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

（その他）

第12条 この要綱に規定するもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 乳児院（第6条関係）

（1）本体施設建築費等

	基準面積	補助基準額
新設	定員1人当たり 29.5㎡	1㎡当たりの本市予算単価に左欄に定める補助基準面積を乗じて得た額。ただし、実行額が本市の補助基準額に満たない場合は実行額とする。
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額
防犯対策強化整備	—	市長が承認した額 ※補助対象となる工事費の範囲等については、国が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の定めるところによる。

（2）加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
年齢延長児受入居室	定員1人当たり7.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
一時養育	〔宿泊養育〕 定員1人当たり6.4㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
児童家庭支援センター	150.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

（3）設計費

（1）・（2）で定める補助基準額に3%を乗じて得た額

（4）設計監理費

（1）・（2）で定める補助基準額に1.5%を乗じて得た額

（5）初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額
一時養育	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(6) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る

別表第2 児童養護施設（第6条関係）

(1) 本体施設建築費等

施設種別	基準面積	補助基準額
	新設	定員1人当たり 32.5㎡
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額
防犯対策強化整備	—	市長が承認した額 ※補助対象となる工事費の範囲等については、国が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の定めるところによる。

(2) 建築加算

施設の建築条件によって次の設備等を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	条件等	基準面積	補助基準額
階層加算	2階建て以上の建物で2階以上の階層に限る	1層につき41.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
階段		1箇所につき24.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
昇降機	人の運搬に限る	1箇所につき6.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
遊戯室	敷地内に屋外遊戯場が設置出来ない時に限る	50.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(3) 機能加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
一時養育	〔日中養育〕 定員1人当たり8.0㎡ または、市長が承認した面積 〔宿泊養育〕 定員1人当たり26.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
児童家庭支援センター	82.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
地域交流	100.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(4) 設計費

(1)・(2)・(3)で定める補助基準額に3%を乗じて得た額

(5) 設計監理費

(1)・(2)・(3)で定める補助基準額に1.5%を乗じて得た額

(6) 初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額
一時養育	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(7) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る

別表第3 児童心理治療施設（第6条関係）

（1）本体施設建築費等

	基準面積	補助基準額
新設	定員1人当たり 41.0㎡	1㎡当たりの本市予算単価に左欄に定める補助基準面積を乗じて得た額。ただし、実行額が本市の補助基準額に満たない場合は実行額とする。
増築・改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積	新設の場合に同じ
修繕	—	市長が承認した額
防犯対策強化整備	—	市長が承認した額 ※補助対象となる工事費の範囲等については、国が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の定めるところによる。

（2）建築加算

施設の建築条件によって次の設備等を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	条件等	基準面積	補助基準額
階層加算	2階建て以上の建物で2階以上の階層に限る	1層につき41.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
階段		1箇所につき24.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
昇降機	人の運搬に限る	1箇所につき6.5㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ
遊戯室	敷地内に屋外遊戯場が設置出来ない時に限る	50.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

（3）機能加算

施設に次の機能を附置する場合、次の面積を加算する。

種別	基準面積	補助基準額
施設内学級	492.0㎡ または、市長が承認した面積	新設の場合に同じ

(4) 設計費

(1)・(2)・(3) で定める補助基準額に3%を乗じて得た額

(5) 設計監理費

(1)・(2)・(3) で定める補助基準額に1.5%を乗じて得た額

(6) 初度調弁費

種別	補助基準額
本体施設	定員に当該年度予算単価を乗じた額

(7) 調査費

施設種別	補助基準額
地質調査	当該年度予算額に拠る
電波障害調査	当該年度予算額に拠る
家屋調査	当該年度予算額に拠る

第1号様式の1

年 月 日

川 崎 市 長 様

法 人 名 _____
住 所 _____
代 表 者 _____ 印

年度民間児童福祉施設設計費補助金交付申請書

標記の件について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 _____ 円

添付書類

第1号様式の2

年 月 日

川 崎 市 長 様

法 人 名 _____
住 所 _____
代 表 者 _____ 印

年度民間児童福祉施設工事費等補助金交付申請書

標記の件について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 _____ 円

添付書類

川崎市指令 第 号

所在地
法人名
代表者名 様

年 月 日付で申請のあった 年度民間児童福祉施設設計費補助金補助金
については、次の条件を付して、金 _____ 円を交付する。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は補助対象経費のみに使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 2 この補助金は、対象となる工事が適正に実際されたことを申請者からの報告に基づき確認を行い、その後に適正な請求があり次第、支払うこととする。対象となる工事の内容等に変更があった場合には補助額を変更することがある。
- 3 この助成金の使途については、市長は、必要に応じて報告を求め、検査することができる。
- 4 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を返還するものとする。

第2号様式

年 月 日

川崎市長 様

所在地
法人名
(役職) (氏名)
代表者 印

年度消費税仕入控除税額報告書
(民間児童福祉施設整備費等補助金)

年 月 日川崎市指令 第 号で交付決定を受けた 年度民間児童福祉施設整備費等補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択) 有 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合

※ 財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等

5%以下 5%超

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

7 添付書類

- (1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の積算内訳表
- (4) 特定収入割合を確認できる資料

(注) 1 7の(3)については、消費税の申告「有」、仕入控除税額の計算方法「一般課税」、特定収入割合「5%超」ではない場合に添付してください。

(注) 2 7の(4)については、特定収入割合5%以下の場合に添付してください。

(注) 3 消費税仕入控除税額がない場合であっても、報告書を提出してください。

第3号様式

年 月 日

川 崎 市 長 様

所在地
法人名
代表者名

年度民間児童福祉施設整備費等補助金報告書

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**

主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱第4条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）